平成27年	7月	昭和20年7月2日から昭和20年8月1日までに生まれた者	61,720	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和20年8月2日から昭和20年9月1日までに生まれた者	77,100	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和20年9月2日から昭和20年10月1日までに生まれた者	92,440	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和20年10月2日から昭和20年11月1日までに生まれた者	107,730	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—
	11月	昭和20年11月2日から昭和20年12月1日までに生まれた者	122,960	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—
	12月	昭和20年12月2日から昭和21年1月1日までに生まれた者	138,150	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—
平成28年	1月	昭和21年1月2日から昭和21年2月1日までに生まれた者	153,290	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—
	2月	昭和21年2月2日から昭和21年3月1日までに生まれた者	168,380	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—
	3月	昭和21年3月2日から昭和21年4月1日までに生まれた者	183,420	168,720	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590

別表第九（第二条第四項関係）〔平成28年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月											
		平成27年										平成28年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成27年	3月	円 15,250	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	4月	30,790	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5月	46,280	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	61,720	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	77,100	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—
	8月	92,440	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—
	9月	107,730	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—
	10月	122,960	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—
	11月	138,150	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—
	12月	153,290	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—
平成28年	1月	168,380	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—
	2月	183,420	168,720	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590

別表第十（第三条第一項関係）〔６月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年７月から平成27年10月までの月
前納額	69,570円

別表第十一（第三条第二項関係）〔平成27年６月までの期間の全ての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 46,280	円 34,960	円 23,340	円 11,690

別表第十二（第三条第二項関係）〔平成28年３月までの期間の全ての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年						平成28年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 103,850	円 92,460	円 81,030	円 69,570	円 58,070	円 46,530	円 34,960	円 23,340	円 11,690

別表第十三（第三条第三項関係）〔平成27年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成27年			
			3月	4月	5月	6月
平成27年	4月	昭和30年４月２日から昭和30年５月１日までに生まれた者	円 11,440	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	23,090	11,690	—	—
	6月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	34,710	23,340	11,690	—
	7月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	46,280	34,960	23,340	11,690

別表第十四（第三条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成27年						平成28年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成	8月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	円 11,690	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	23,340	11,690	—	—	—	—	—	—